

重要事項説明書

社会福祉法人 光寿会

訪問リハビリテーション イカロス

1、事業所の概要は以下のとおりです。

事業所の名称	訪問リハビリテーション イカロス
所在地	広尾郡大樹町字大樹 10 番地 8
管理者の氏名	医師 天羽 ありさ
電話番号	(電話) 01558-6-5566 (FAX) 01558-6-5567
指定事業所番号	0154780027
開始年月日	令和 3 年 3 月 01 日

2、事業所の職員体制は以下のとおりです。

管理者	1 名 (兼務)	
理学療法士	常勤 4 名 (兼務)	
作業療法士	常勤 2 名 (兼務)	
言語聴覚士	0 名	

3、通常の事業の実施地域は以下の区域です。

大樹町、幕別町忠類地区、広尾町豊似地区、広尾町野塚地区の範囲で当事業所より 30 km以内

4、営業日時

営業日	月～金曜日。ただし国民の休日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く。
営業時間	午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分

5、事業の目的と運営方針

目的	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態又は要支援状態にある利用者様に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供します。
方針	(1) 利用者様がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることに努めます。 (2) サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6、サービスの内容

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者様のご自宅を訪問し、利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、運動療法、作業療法、動作練習、摂食・嚥下訓練等を用いて体力・バランス・生活能力の改善等を医師の指示に基づき行います。

7、ご利用料金

(1) サービスの利用料

サービスに対する料金および利用者様のご負担額は契約書別紙サービス内容説明書に記載するとおりです。

(2) 交通費

大樹町にお住まいの方は交通費はサービス利用料金に含まれ、無料です。それ以外の地域で片道 **30Km** 以上の場合は **10 km**ごとに **250 円**とします。

(3) 訪問リハビリテーション実施における診療情報提供書の受領について

利用者様に対して訪問リハビリテーションを実施するにあたり、当事業所の医師に対してご本人様の主治医（かかりつけ医）より診療情報提供書を頂くことが必要となります。

その際、当該医療機関より診療情報提供料（I）として、250円の請求が行われます。（請求時期は当該医療機関の請求のタイミングに応じます）

(4) 償還払いについて

居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、利用者がサービス費用全額を一旦事業者を支払った上で領収書等を市町村に提出することにより、保険給付分（9割）の償還を受けることになります。

8、サービスの内容に関する相談・苦情窓口

訪問リハビリテーションのサービスについて、苦情や相談は下記までご連絡下さい。

訪問リハビリテーション イカロス 担当者： 根本 直久 （電話） 01558-6-5566	
当事業所以外に、市役所・町役場・国民健康保険団体連合会の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。	
1、大樹町役場	01558-6-2111（保健福祉課高齢者支援係）
2、広尾町役場	01558-2-0172（保健福祉課介護保険係）
3、忠類役場	01558-8-2910（保健福祉課福祉係）
4、国民健康保険団体連合会	011-231-5161（苦情処理担当）

9、緊急時の対応方法

- (1) サービス提供中に、病状の急変またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者様の主治医に連絡し、指示を仰ぎます。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

10、秘密の保持

- (1) 業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密については、利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

11、禁止事項

- (1) 契約したサービス内容以外の営利行為（物品販売など）は行ないません。
- (2) 宗教勧誘や政治的勧誘等を行ないません。

12、虐待の防止について

利用者様の尊厳を守るため、虐待防止のための委員会の設置及び研修を行います。また虐待を受けた痕跡を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

訪問リハビリテーションのサービスにおいて、虐待に関するご相談は下記までご連絡下さい。

訪問リハビリテーション イカロス 担当者： 根本 直久 （電話） 01558-6-5566	
当事業所以外に、町役場・北海道庁の高齢者虐待防止センター等にご相談することができます。	
1、大樹町役場	01558-6-2200（高齢者保健福祉推進センター「らいふ」保健福祉課高齢者支援係）
2、広尾町役場	01558-2-3370（保健福祉課地域包括支援センター）
3、幕別町役場	0155-54-6612（保健福祉部福祉課障がい福祉係）
4、北海道高齢者虐待防止・相談支援センター	011-281-0928

13、感染症の流行や非常災害の発生時について

訪問リハビリテーションのサービスを継続的あるいは早期の業務再開が図れるように、業務継続計画を策定すると共に、平時より研修及び訓練を定期的に行います。

14、衛生管理等

- (1) 理学療法士等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。特に、理学療法士等が感染源となることを予防し、また理学療法士等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じます。
- (2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

当事業者は、甲に対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいた上記重要事項を説明いたしました。

事業者乙

事業者住所 広尾郡大樹町字大樹 10 番地 8
事業者名 社会福祉法人 光寿会
訪問リハビリテーション イカロス
説明者

私は、本書面に基づいて、乙から訪問リハビリテーションサービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者甲 住 所 _____
氏 名 _____
代理人 住 所 _____
(選任した場合) 氏 名 _____

訪問リハビリテーションイカロス 利用料金表

● 訪問リハビリテーション費用（要介護の方）

サービス内容略称	サービス内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担	適用
①訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーション (1 回 20 分) を行った時	308 円	616 円	924 円	1 回につき
②短期集中リハビリテーション 実施加算	退院・退所日、要介護認定日から 3 ヶ月以内に、1 週間に 2 日以上、 一日当たり 20 分以上リハビリを実施。	200 円	400 円	600 円	1 日につき
③リハビリテーション マネジメント加算（イ）	3 か月に 1 回以上リハビリテーション会議 を実施し事業所の医師、理学療法士 作業療法士、言語聴覚士、その他の職種が 共同し継続的にリハビリテーションの質を 管理していること。	180 円	360 円	540 円	1 月につき
④訪問リハビリテーション 提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供にあたる理学療法士等のうち 勤続 7 年以上の者が 1 人以上いること	6 円	12 円	18 円	1 回につき
⑤特別地域訪問リハ加算	事業所が厚生労働大臣の定める 特別地域に所在すること (当事業所が含まれます)	訪問リハビリテーション費 (上記①) の合計×15/100			1 月につき

● 介護予防訪問リハビリテーション費用（要支援の方）

サービス内容略称	サービス内容概要	1 割負担	2 割負担	3 割負担	適用
①訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーション (1 回 20 分) を行った時	298 円	596 円	894 円	1 回につき
②短期集中リハビリテーション 実施加算	退院・退所日、要介護認定日から 3 ヶ月以内に、1 週間に 2 日以上、 一日当たり 20 分以上リハビリを実施。	200 円	400 円	600 円	1 日につき
③訪問リハビリテーション 提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供にあたる理学療法士等のうち 勤続年数 7 年以上の者が 1 人以上いること	6 円	12 円	18 円	1 回につき
④特別地域訪問リハ加算	事業所が厚生労働大臣の定める 特別地域に所在すること (当事業所が含まれます)	訪問リハビリテーション費（上記 ①）の合計×15/100			1 月につき
※ 12 か月減算	利用を開始した月から 12 か月を超えて 訪問リハビリを行ったとき	-30 円	-60 円	-90 円	1 回につき